



認可外保育施設用

幼児教育・保育無償化  
施設等利用給付費の償還払いについて

---

(企業主導型保育事業所は除く)

令和元年9月 札幌市子ども未来局作成  
令和4年3月 変更点の修正

# OUTLINE

---

～はじめに～

- ・ 1 この資料の位置づけ

～前提となる知識～

- ・ 2 施設等利用給付とは

～認可外保育施設の皆様に必要な作業～

- ・ 3 提供証明書・領収証兼請求書（一時預かり・認可外施設等用）の発行

～保護者の皆様に必要となる作業～

- ・ 4 保護者から「札幌市子ども・子育て支援事務センター」へ請求書類の送付

～説明内容の振り返り&よくある質問～

- ・ まとめ、よくある質問、お問合せ先

# はじめに

※ この資料は札幌市内の施設向けの説明資料になります。 <sup>3</sup>

# 1. この資料の位置づけ

令和元年10月より幼児教育・保育無償化がスタートします。

今回の無償化によって「施設等利用給付」という新しい仕組みが始まります。

この給付をするため、各施設・札幌市それぞれに新たに行うべき事務が法律に定められました。

この資料は無償化が始まるに当たり、各施設においてご協力をいただきたい点、または各施設の事務が滞りなく進むよう札幌市がご協力させていただく点を記載しています。

例えば、この資料でご説明する「提供証明書・領収証」などは、本来、法律で要件が決まっており各施設で作成いただくものとなっています。しかし、各施設でそれぞれ様式を検討するのも手間となり、その提出を受け審査する札幌市側も書類の内容確認を求める回数が多くなるなどの事態が想定されるため、参考となる標準様式をお示しております。

各施設には、札幌市から施設等利用給付費を保護者に支給するためにご協力をいただく点が多く、お手数かと思いますが、何卒よろしく願いいたします。

# 前提となる知識

## 2. 施設等利用給付とは

### (1) 施設等利用給付認定

利用する子どもが市から認定を受けなければ、施設等利用給付の対象にはなりません。

### (2) 認定の区分・対象となる子ども

施設等利用給付認定には新1～3号があり、それぞれ対象となる子どもの要件が異なります。

#### ア. 新1号認定

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園（私学助成園）を利用し、教育部分のみの無償化するもの。代理受領となるため償還払いは発生しません。（預かり保育も無償化とする場合は、新2，3号認定となります） ※なお、代理受領については、この資料では記載しませんのでご注意ください。

#### イ. 新2号認定

クラス年齢3歳以上小学校就学前子どもであって、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）があるもの

#### ウ. 新3号認定

クラス年齢2歳以下の小学校就学前子どもであって、保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもの

# ○施設等利用費の支給(償還払い)について

## (1) 施設等利用費の支給

「新2,3号認定」を受けた子どもが、「特定子ども・子育て支援施設等」から教育・保育の提供を受けたとき、市は、保護者からの請求に基づき、「施設等利用費」を支給します。

一時預かり・預かり保育や認可外保育施設等の利用に係る施設等利用費は、「償還払い」により保護者へ支給します。保護者が市へ請求を行う際には、施設等が発行する「提供証明書・領収証」を市に提出する必要があります。よって、施設等では、これらの書類を発行できるように、認定を受けた子どもの利用について、利用日や徴収した料金等を遺漏なく記録し、管理しておく必要があります。

## (2) 利用料は引き続き保護者から徴収

上記のとおり、預かり保育等の利用に係る施設等利用費は「償還払い」により保護者へ支給しますので、各施設は、引き続き保護者から利用料の全額を徴収していただきます。

## (3) 施設等利用給付費の範囲(無償化の対象となる範囲)

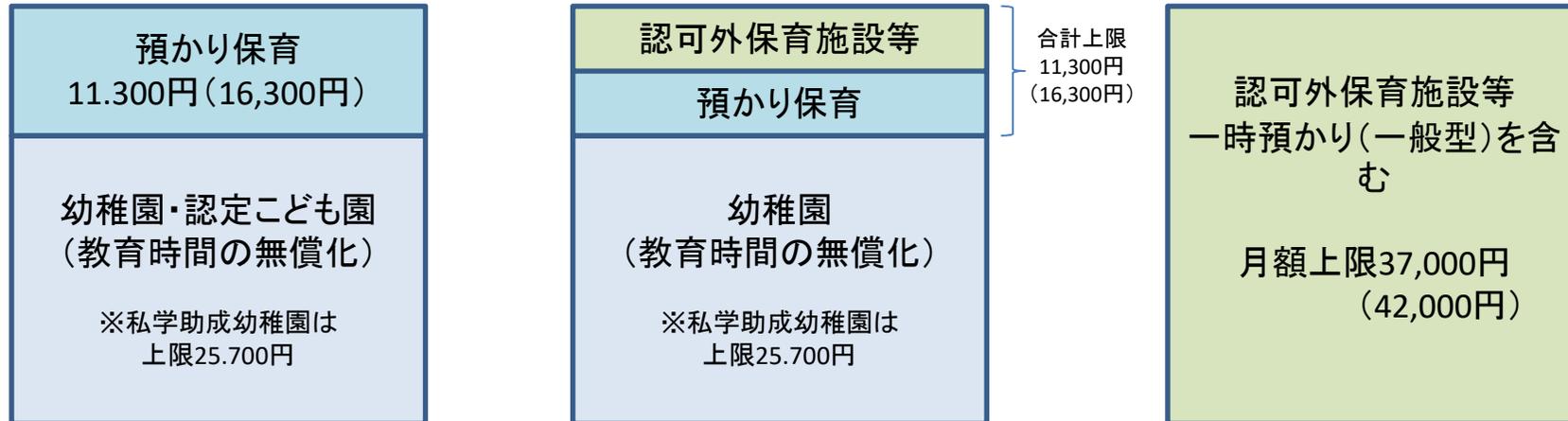
食材料費、行事参加費等は無償化の対象となりません。現在、食材料費等を含めて料金を設定している施設は、一時預かりや預かり保育の利用料と食材料費を分けて実費を徴収していただく必要があります。

※領収証上も分けて記載する必要があります。

#### (4) 施設等利用費の上限額の考え方

施設等利用費は上限額の範囲で支給されますが、上限額の考え方について説明します。

※金額は新2号認定の場合。金額の後ろにある( )内の数字は新3号認定の場合の金額



① 幼稚園等の預かり保育が十分な水準にある場合

② 幼稚園等の預かり保育が十分な水準にない場合

③ 認可外保育施設等を主に使用する場合

① 幼稚園等に在籍し、預かり保育を利用し、かつ幼稚園の預かり保育が、法律上の水準（平日8時間以上、年間200日以上の実施）に達している場合、預かり保育について、月額11,300円（16,300円）を限度として支給されます。⇒大半の施設はこちらにあたります。

② 幼稚園の預かり保育が、法律上の水準に達していない場合、①の11,300円（16,300円）の範囲で、預かり保育の利用料に加え、認可外保育施設等（一時預かりを含む）の利用料が無償化の対象となります。

⇒対象の施設については「さっぽろ子育て情報サイト（[幼児教育・保育の無償化の対象となる施設について](#)）」にて公開しております。

**【重要】** ①②いずれの場合も、預かり保育の上限額は1日あたり450円となります。

③ 幼稚園等に在籍しておらず、認可外保育施設等（一時預かりを含む）を利用する場合は、月額37,000円（42,000円）が限度になります。

## (5) 施設等利用費の支給対象の考え方 補足説明

(4) 施設等利用費の上限額の考え方において、それぞれの類型ごとに無償化の考え方を説明しましたが、図にあるとおり、大半の幼稚園や認定こども園に在籍している方については他の施設やサービスが併用できない仕組みとなっています。

また、認可保育所に通っている児童も同様に他の施設やサービスが併用できません。これは認可保育所に通っている（現行の教育保育・給付認定の2, 3号認定を受けている）人は施設等利用給付（新2, 3号）認定を取得できないという制度になっているためです。

しかし(4)の②に記載があるとおりの「幼稚園等の預かり保育が十分な水準にない場合」については、11,300円（16,000円）の上限額の中から預かり保育で使用した金額を除いた額については認可外保育所を使用しても無償化の対象となります。

### 【 重 要 】

つまり、認可外保育施設を利用する無償化の対象となる方の中には、新2, 3号認定を受けている中でも、無償化の対象となる金額がいくつかのパターンに分かれます。

パターンA：(4)の②のように、預かり保育を併用する場合（幼稚園等の施設に在籍しており、預かり保育を利用した額の差額を使用する場合）

⇒ 11,300円（16,300円）－ 預かり保育使用分 ＝認可外保育施設等

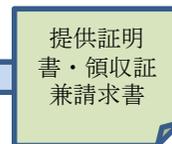
パターンB：(4)の③のように、認可外保育施設のみに在籍している場合 ⇒ 37,000円（42,000円）

認可外施設を利用して無償化の対象となる方は、大半がパターンBに該当すると推測されます。

「認可外保育施設の無償化」  
施設の皆様に必要な作業

## ◎手続きのイメージ 利用料(10月分) を請求する場合の流れ

時期	「札幌市子ども・子育て支援事務センター」	(認定を受けた) 保護者	認可外保育所
1 1月上旬		○提供証明書・領収証兼請求書の発行を依頼	○提供証明書・領収証兼請求書を作成し保護者へ配布
1 1月中旬 (15日頃)	○個人から届いた書類を受領 記載内容の確認	○施設から貰った提供証明書・領収証兼請求書をもとに請求書を作成し事務センターに郵送 請求書については市HPや各区役所にて取得可能予定	
× 3 カ月分 (1 1. 1 2月分も同様に処理)			
2月下旬以降	支給 (口座振込)	○保護者の指定した口座に振り込み	



### 3.提供証明書・領収書兼請求書(一時預かり・認可外施設等用)の発行

#### (1) 施設等利用費の支給対象となる子どもの把握

認可保育所において、施設等利用費の支給対象となる子どもの利用があった場合、当該施設は「提供証明書・領収書兼請求書」を発行する必要があります。

制度上、無償化の対象となる児童は認可外保育施設等を併用できる仕組みになっているため利用する子どもが施設等利用費の支給対象となるかどうかについて、保護者が保有している認定通知書を提示してもらうなどして、認定を受けた子どもの利用であることを確認していただくことが重要です。

#### 【 重 要 】

※ 制度上、認可外保育施設の方は、保護者の側から施設に対して「自分が無償化の対象である」(＝新2,3号認定を受けている)と申し出ない限り無償化の対象かどうか把握することができません。新2,3号認定を受けた保護者に対しては認定の結果通知とともに『償還払いのご案内(仮称)』を送付しており、「保護者自ら施設に対して新2,3号認定を受けていることを申し出る」ことが必要である旨周知しております。

しかし、トラブルを避けるために施設側からも口頭、もしくは張り紙等で「新2,3号認定を受けている保護者の方は「提供証明書・領収書兼請求書」を発行するので申し出てください。」といった内容を周知するなどのご対応をお願いいたします。

なお、新2,3号認定は申請日より前に遡って認定を受けられず、結果的に給付を受けることはできませんのでサービス利用時に認定がない(申請していない)場合は給付対象ではないことにご注意ください。

## (2) 提供証明書・領収書兼請求書について

札幌市の参考様式を作成いたしましたので、札幌市公式HPの「ホーム> 市政情報> 市の概要> 組織案内> 子ども未来局> 事業者の方へ> お知らせ札幌市からののお知らせ(無償化対象施設向け) 償還払い関係様式 (ZIP: 444KB)」にてご確認ください。

今回提供する札幌市作成の参考様式は「提供証明書」「領収証」に加え、保護者からの札幌市への「請求書」の3つの役割を兼ねた様式となっております。

### 【重要】

※ これまでは預かり保育用の様式と異なり、札幌市への「請求書」が一体となっていませんでしたが、一体となった様式に変更しております。一時預かりについては、その利用の大半が『幼稚園や認定こども園、認可保育所に在籍していない方』となっているため認可外保育施設や他の施設の一時預かりを併用することができる仕組みとなっております。そのため、保護者自らがそれぞれ使用した施設でもらった「提供証明書・領収証兼請求書」(上部)をまとめて、金額を合算したうえで請求書(下部)を作成する形になっています。

## (3) 「提供証明書・領収証兼請求書」の作成・交付

利用者は、必ずしも反復・継続的に利用する訳ではありませんので、提供証明書・領収証兼請求証を交付する方法や時期等は、事前に利用者と個別に打ち合わせをお願いいたします。

⇒例) 一度、既存の領収証をお渡ししておき、翌月に既存の領収証を回収し、まとめてひと月分を発行する。

## (4) 書類の取りまとめについて

幼稚園、認定こども園においては在園児分の預かり保育に関する請求書等の書類の取りまとめを、お願いしているところです。

しかし、認可外保育施設については、他の一時預かりを行っている施設や認可外保育施設との併用が想定されます。そのため、施設での取りまとめは、お願いしておりません。

ただ、保護者からの要望等を受けて、認可外保育施設が個別に請求書類を取りまとめて札幌市の委託する事務センター(P24)に送付していただくことは可能となっております。

# ☆ 「提供証明書・領収書兼請求書」作成の注意点について

## (1) 宛名について

提供証明書・領収書兼請求書は、認定を受けた保護者の名義で発行する必要があります。

例えば、父親の名義で認定を受けているのに、宛て名が母親になっている場合、修正していただく必要がありますので、ご注意ください。

法律上、領収証や提供証明書は各施設が認定保護者に対して作成しお渡しすることとなっているため、それぞれの施設で認定保護者の名前をご確認いただくこととなりますのでご注意ください。

## (2) 施設の方が記入しなければいけない点

この書類は各保護者に施設から渡さなければいけないと法律で決められています。その中で施設の方にご記入いただいた上で保護者の皆様にお渡しいただくものとなります。

## (3) 原本について

各種様式にも注記しておりますが、ご提出いただいた「提供証明書・領収書兼請求書」や「請求書」の原本は、返却できません。そのため、必要に応じ保護者には、お手元にコピーを保管してください等のご案内をお願いいたします。

## 4.保護者からの請求書類の提出

### (1) 保護者の請求の流れについて

認可外保育施設等を利用した保護者については

- ①施設から「提供証明書・領収書兼請求書」を受け取る
- ②受け取った①の書類を基に「請求書」を作成
- ③初回又は口座に変更があった時のみ「振込口座申出書」を作成
- ④利用した翌月10日頃に「札幌市子ども・子育て支援事務センター」に直接郵送という流れになります。

### (2) 保護者から「札幌市子ども・子育て支援事務センター」へ請求書の提出

各施設には、利用のあった月の翌月上旬を目途に、保護者へ「提供証明書・領収証兼請求書」を交付していただくようお願いいたします。そのうえで保護者には、その書類を渡した月の10日頃までに、必要事項を記載し札幌市に提出するよう依頼いたします。

新2,3号認定の決定通知書とともに保護者へのご案内文を札幌市から送付しております。

### 【 重 要 】

#### ※保護者から請求書を毎月提出いただく理由

償還払いを受けるための請求書は毎月札幌市へ送付していただくことをお願いしております。

申請漏れや保護者の書類管理に関するリスクを減少させ、札幌市における事務の平準化にも資する仕組みとなっています。毎月申請を出していただくことで、例えば無償化の対象とならないにも関わらず、それに気づかず償還払いの申請をしてきた方へ、早めのアプローチができる効果があります。

⇒半年まとめて請求した結果「無償化の対象とならなかった。」と後に判明すると金額も大きいため、トラブルになりかねません。

### (3) 償還払いの支払時期

保護者への支払時期は、国の示した事務フローのとおり3か月ごとを予定しています。

### (4) 請求書及び振込口座申出書について

保護者の方については、施設等利用費を札幌市に請求するために施設が発行した「提供証明書・領収書兼請求書」をもとに必要な箇所をご記入いただき札幌市への請求書を作成していただく必要があります。また請求の初回、もしくは口座情報に変更があった時は「振込口座申出書」も提出していただく必要があります。

この「振込口座申出書」については、必要となる部数の想定が難しいことと、そもそも無償化の対象となる数が多く見込まれないということから印刷したものを各施設にお配りする予定はありません。保護者には札幌市HPや各区役所で書類を取得するようご案内してください。もしくは可能であれば各施設で印刷してお渡してください。

# 説明内容の振り返り・よくある質問

## 各施設における無償化のために必要な事務

※今まで説明した内容をまとめたものになります。

項目	事務内容
①新2,3号認定を受けた児童の把握	保護者が申し出なければ施設側ではわかりませんので、必要に応じて確認をお願いいたします。
②「提供証明書・領収書兼請求書」の発行	認定を受けた児童が施設・サービスを利用した場合に、「提供証明書・領収書兼請求書」を発行する必要があります。
③保護者からの請求書類の取りまとめ	不要 保護者は自ら札幌市の事務センターに直接郵送する必要があります。※各施設で取りまとめていただいた上で施設からまとめて送付していただくことも可能です。
④札幌市へ、取りまとめ書類の提出準備	不要 //
⑤提出書類をポストに投函	不要 //

# 札幌市が行う無償化のための必要な事務

※今まで説明した内容をまとめたものになります。

項目	事務内容
①各施設から提出された内容を確認	毎月10日以降に前月分の書類がそれぞれの保護者から送付されてくるためそれを受領し中身の確認を行います。
②不備内容の確認	受領した書類の中で、例えば初回の請求にもかかわらず「振込口座申出書」が入っていない等の不備があれば必要に応じて保護者や施設へ確認
③上記の①～②の作業を3か月分繰り返す	上記の①～②の作業を3か月分繰り返します。
④3か月分をまとめて保護者の指定した口座に振り込み	(初回の) 請求時に申し出ていただいた振込口座に3か月分をまとめて振り込みます。

## 償還払いに関する様式一覧

番号	様式の通称	施設への提供方法
1	提供証明書・領収書兼請求書（一時預かり・認可外施設等用）	データを市HPからダウンロードできるほか、各区保健センターに配架
2	振込口座申出書	

# 償還払いにおけるよくある質問

番号	項目	事務内容
1	新2,3号認定を受けた児童をどのように把握すれば良いですか？	新2,3号認定を受けた保護者には「施設等利用給付認定（変更認定）通知書」という書類を9月から随時送付し始めます。そちらをご確認ください。
2	「提供証明書・領収書兼請求書」は児童全員に配布しなければいけませんか？	不要です。 「提供証明書・領収書兼請求書」は新2,3号認定を受けた児童の保護者に渡さなければいけないものです。
3	保護者が「施設等利用給付認定（変更認定）通知書」を再発行してもらうことはできますか？	もし紛失されたという場合は、認定を受けた各区役所に再発行を依頼することができます。
4	保護者の提出期限（翌月10日頃）に間に合いません。	その場合、翌月の送付分に回していただければ札幌市で事務処理を行います。なお、提出のタイミングによっては支払サイクル（当面は3か月）の影響で支払の時期に変動が出る（最大3か月遅れる）ことはご了承ください。

番号	項目	事務内容
6	償還払いの支払サイクルが3か月に1回というのは遅くありませんか？	今回、施設等利用給付という事務が新たに導入されるにあたり、国が示している参考の事務フローがこの3か月に1回になります。現在札幌市が把握する限り、他の政令市を含む多くの自治体も同様もしくは半年に1回の支払サイクルとなっておりますので、どうかご理解ください。
7	途中で札幌市に転入してきた児童など、新2, 3号認定がの期限が途中から始まる児童については、無償化の上限額についてどのような考え方になりますか。	月途中で認定期間が開始される場合の限度額=3.7万円× 認定日から日数÷その月の日数 ※金額はそれぞれの主に認可外保育所を使用してる新2号認定を持った児童を例にしています。
8	保護者の請求書はどこにありますか？	「提供証明書・領収証兼請求書」という形になっており紙面の下側が請求書になっております。
9	他市町村から通っている児童にも同じ様式を使うことができますか？	原則的には可能です。法的な要件を満たしていれば様式の定めが法律で決まっているわけではありません。そのため札幌市が提供した様式も、各施設に使用を強制できるものではなく、あくまで参考様式という扱いになります。詳しくは当該市町村にお問い合わせください。
10	他市町村から通っている児童についてはどうすれば良いですか？	他市町村で新2, 3号認定を受けた児童については、それぞれの市町村の判断になりますが、基本的には保護者に「提供証明書兼領収証」を渡していただき、後は保護者とその市町村とのやり取りになります。事務センターには書類を送付しないようお願いいたします。



# 札幌市子ども・子育て支援事務センター

- 連絡先：011-211-2626
- 住所：〒006-0007  
札幌市中央区北7条西13丁目9-1  
塚本ビル7号館7階
- 受付時間：土・日・祝を除く9：00～17：30
- 受託者名：パーソルテンプスタッフ株式会社

※令和4年4月1日から事務センターの連絡先や住所が変更します。

令和3年度中の情報は「さっぽろ子育て情報サイト」などでご確認ください。

※事務センターはセキュリティ等の関係から部外者の入室が出来ないため、事務センターへ申請書等の持参での受付は、原則不可となっております。

終わり